

# 郡山市シティプロモーション庁内戦略会議設置要綱

平成26年 8月12日施行

平成27年 4月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正

[文化スポーツ部国際政策課]

## (設置)

第1条 本市のシティプロモーションを推進するに当たり、全庁的な連携体制を構築するとともに、職員のシティプロモーションに関する技能の向上及び意識の共有化を図るため、郡山市シティプロモーション庁内戦略会議（以下「庁内戦略会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 庁内戦略会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の魅力、観光資源、物産等情報素材の収集及び選定に関すること。
- (2) 効果的な対外PR手法及びメディアリレーションの研究並びに市民への啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、シティプロモーションにつながる事業との連携に関すること。

## (組織)

第3条 庁内戦略会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には文化スポーツ部次長を、副委員長には文化スポーツ部国際政策課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、庁内戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (PRタスクチーム)

第5条 第2条に規定する事務を推進するため、庁内戦略会議にPRタスクチーム（以下「チーム」という。）を置く。

- 2 チームは、リーダー及びメンバーをもって組織する。
- 3 リーダーは、文化スポーツ部国際政策課長補佐をもって充てる。
- 4 メンバーは、委員が推薦する職員をもって充てる。
- 5 チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

## (庶務)

第6条 庁内戦略会議の庶務は、文化スポーツ部国際政策課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内戦略会議の運営について必要な事項は、委員長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月12日から施行する。  
(郡山市シティセールス庁内推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 郡山市シティセールス庁内推進委員会設置要綱(平成21年7月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

総務法務課長、政策開発課長、DX戦略課長、広聴広報課長、財政課長、市民税課長、市民・NPO活動推進課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、環境政策課長、保健福祉総務課長、保健所総務課長、こども総務企画課長、子育て給付課長、農業政策課長、園芸畜産振興課長、産業雇用政策課長、観光政策課長、産業創出課長、道路建設課長、都市政策課長、総合交通政策課長、教育総務部総務課長、学校管理課長、学校教育推進課長、上下水道局総務課長
---